

堺市中心市街地活性化協議会 臨時協議会議事録

1. 協議会の決議があったものとみなされた日
令和2年4月24日（金）
2. 協議会の決議があったものとみなされた事項の提案者
会長 隈元英輔
3. 協議会委員の総数19名
賛成数17名
棄権数 2名
4. 書面開催による議事の内容

令和2年4月10日、会長隈元英輔が協議会の委員全員に対して、協議会の決議の目的である事項について、下記内容の提案書を発し、令和2年4月24日まで協議会委員17名から書面により同意する旨の意思表示を得たので、当協議会規約第11条第2項の規定により当該提案を承認可決する旨の協議会の決議があったものとみなされた。

記

【議案】堺市中心市街地活性化協議会規約の一部改正について

堺市中心市街地活性化協議会規約第11条に第3項を追加し、緊急事態により予定していた協議会が開催できない場合の書面開催を可能とする。

なお、その場合の議決に関する規定は通常開催と同じとする。

改正内容は次のとおり（下線は変更部分）

旧	新
<p>（書面表決等）</p> <p>第11条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、その委員は会議に出席したものとみなす。</p> <p>2 会長は、緊急を要する事項または簡易な事項については、書面により各委員の賛否を求めて会議の議決に代えることができる。</p>	<p>（書面表決等）</p> <p>第11条 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。この場合において、その委員は会議に出席したものとみなす。</p> <p>2 会長は、緊急を要する事項または簡易な事項については、書面により各委員の賛否を求めて会議の議決に代えることができる。</p> <p><u>3 会長は、緊急の事態等により協議会を開催できない場合、書面により各委員の賛否を求めて会議の議決に代えることができる。</u></p>

以上

以上のとおり、書面による協議会の決議があったとみなされた事項を明確にするため本議事録を作成し、会長が次に記名押印する。

令和2年4月24日

堺市中心市街地活性化協議会
会長 隈元 英輔